

「令和5年度生涯学習活動推進方針」の策定について

1. 策定の目的

かわさき教育プランは、概ね4年ごとに基本政策、施策、事務事業を見直し、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるよう実施計画を策定し、教育施策を総合的かつ体系的に推進しています。

生涯学習活動方針は、このかわさき教育プランと連携しながら、基本方針や施策の方向性等に基づき、毎年度の本市の生涯学習施策の方向性や事業展開を示すものです。

2. これまでの策定経過

- 平成 9年度 「社会教育活動方針」を改定し、「生涯学習活動推進方針」を策定。
(市教委社会教育課から生涯学習推進課へ組織変更)
- 平成22年度 「生涯学習活動推進方針」の基本方針及び施策の方向性を見直し。
(平成20年度からかわさき教育プラン第2期実行計画がスタート)
- 平成27年度 「生涯学習活動推進方針」の基本方針及び施策の方向性を見直し。
(平成27年度から総合計画及びかわさき教育プラン第1期実施計画がスタート)

「施策の方向性」の変更

- 平成12年度 「社会教育施設における市民活動の支援と連携のあり方(答申)」を踏まえながら、生涯学習活動の推進・支援や地域課題の解決、市民活動の振興などの点を考慮し、施策の方向性を見直し。
- 平成18年度 平成17年度からスタートしたかわさき再生フロンティアプラン及びかわさき教育プランの内容等を踏まえながら、施策の方向性を見直し。
- 平成21年度 平成20年度からスタートしたかわさき教育プラン第2期実行計画を踏まえ施策の方向性を見直し。
- 平成23年度 平成23年度からスタートしたかわさき教育プラン第3期実行計画を踏まえ施策の方向性を見直し。
- 平成28年度以降 平成27年度からスタートした総合計画及びかわさき教育プラン第1期実施計画を踏まえながら、施策の方向性を適宜見直し。
- 令和4年度 かわさき教育プラン第3期実施計画や令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえながら、施策の方向性を見直し。

3. 改定にあたる視点

今回の改定にあたっては、次の3つの視点をもって改定作業を進める。

- (1) これまでの方針との整合性や継続性を持って、社会状況等の変化を反映する。
- (2) 「かわさき教育プラン第3期実施計画」との関連性を明確にし、連動性を重視する。
- (3) 市民にとってわかりやすい表現や伝わりやすい工夫を取り入れる。

4. 社会教育委員会議における検討（案）

回数	定例会	主な議題	資料	社会教育委員	事務局
5	11月16日	生涯学習活動推進方針の目的・方向性の説明	<ul style="list-style-type: none"> 方針について 体系図 方針（案） メッセージフォーマット 	<ul style="list-style-type: none"> 方針（案）の「めざす社会像」等への意見 社会教育委員から市民向けメッセージの意見 	意見等まとめ
6	12月中	方針（案）への意見等	意見等反映後の方針（案） 「めざす社会像」の確定	意見	意見等まとめ
7	1～2月	<ul style="list-style-type: none"> 補助金支出について 市民自主事業審査 方針（案）の最終確認 	方針（案）最終確認	意見	意見等まとめ
8	2～3月	<ul style="list-style-type: none"> 方針（最終案）の確定 年度のまとめ 	方針（最終案）		方針策定

計画体系比較

	川崎市総合計画 第3期実施計画	かわさき教育プラン 第3期実施計画	令和4年度川崎市生涯学習推進活動方針	令和5年度川崎市生涯学習推進活動方針(案)
30年	<p>【めざす都市像】 「成長と成熟の調和による持続可能な豊穡のまち かわさき」</p> <p>【まちづくりの基本目標】 「安心のふるさとづくり」 「力強い産業都市づくり」</p>			<p>【I めざす社会像】 民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自ら考えを学びを創造するとともに、高め合いながらその成果を適切に活かすことができる、豊かで活力のある社会の実現を目指します。</p>
10年	<p>【基本政策】 「基本政策2 子どもを安心して育てることができるふるさとづくり」 ＜政策2-3＞ 生涯を通じて学び成長する 「基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり」 ＜政策4-8＞ スポーツ・文化芸術を振興する</p>	<p>【基本理念】 「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」</p> <p>【基本目標】 「自主・自立」 「共生・協働」</p>	<p>【I 基本方針】 「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定められた教育プランの基本理念を受け、民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自ら考えを学びを創造するとともに、高め合いながらその成果を適切に活かすことができる、豊かで活力のある社会の実現を目指します。</p>	<p>【II 基本方針】 「人生100年時代の生涯学習社会の実現」 ～生涯を通じて学びと成長～ 超高齢社会の到来を見据え、市民の暮らしの向上と地域社会の持続的発展のための学びを推進するため、10年後の未来に向けて「人生100年時代の生涯学習社会の実現～生涯を通じて学びと成長～」という理念を掲げ、総合的に施策を展開し、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の推進を図りながら、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けるしくみづくりを進めます。</p>
4年	<p>【施策】 ＜施策2-3-1＞ 家庭・地域の教育力の向上 ＜施策2-3-2＞ 自ら学び、活動するための支援 ＜施策4-8-2＞ 市民の文化芸術活動の振興</p>	<p>【基本政策】 「基本政策VI 家庭・地域の教育力を高める」 「基本政策VII いきいきと学び、活動するための環境をつくる」 「基本政策VIII 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める」</p>	<p>【II 施策の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> いきいきと学び、活動するための環境をつくる 家庭・地域の教育力を高める 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくりを進める 	<p>【III 基本政策】 「基本政策1 家庭・地域の教育力を高める」 「基本政策2 いきいきと学び、活動するための環境をつくる」 「基本政策3 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める」</p>
		<p>【施策】 ＜基本政策VI＞ 「施策1 家庭教育支援の充実」 「施策2 地域における教育活動」 ＜基本政策VII＞ 「施策1 自ら学び、活動するための支援の充実」 「施策2 生涯学習環境の整備」 ＜基本政策VIII＞ 「施策1 文化財の保護・活用の推進」 「施策2 博物館の魅力向上」</p>		<p>【IV 施策】 ＜基本政策1＞ 「施策1 家庭教育支援の充実」 「施策2 地域における教育活動」 ＜基本政策2＞ 「施策1 自ら学び、活動するための支援の充実」 「施策2 生涯学習環境の整備」 ＜基本政策3＞ 「施策1 文化財の保護・活用の推進」 「施策2 博物館の魅力向上」</p>
1年	<p>【事業】 ＜施策2-3-1＞ 「家庭教育支援事業」 「地域における教育活動の推進事業」 「地域の寺子屋事業」 ＜施策2-3-2＞ 「社会教育振興事業」 「図書館運営事業」 「生涯学習施設の利用整備事業」 「社会教育関係団体等への支援・連携事業」 ＜施策4-8-2＞ 「文化財保護・活用事業」 「橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業」 「日本民家園管理運営事業」 「青少年科学館管理運営事業」</p>	<p>【事業】 ＜基本政策IV-施策1＞ 「家庭教育支援事業」 ＜基本政策IV-施策2＞ 「地域における教育活動の推進事業」 「地域の寺子屋事業」 ＜基本政策VII-施策1＞ 「社会教育振興事業」 「図書館運営事業」 ＜基本政策VII-施策2＞ 「生涯学習施設の利用整備事業」 「社会教育関係団体等への支援・連携事業」 ＜基本政策VIII-施策1＞ 「文化財保護・活用事業」 「橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業」 ＜基本政策VIII-施策2＞ 「日本民家園管理運営事業」 「青少年科学館管理運営事業」</p>	<p>【III 令和4年度の主な事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）自ら学び、活動するための支援の充実 ア 社会教育振興事業 イ 図書館運営事業 （2）生涯学習環境の整備 ア 生涯学習施設の利用整備事業 イ 社会教育関係団体等への支援・連携事業 （1）家庭教育支援の充実 ア 家庭教育支援事業 （2）地域における教育活動の推進 ア 「地域の寺子屋」事業 イ 地域における教育活動の推進事業 （1）文化財の保護・活用の推進 ア 文化財保護・活用事業 イ 橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 （2）博物館の魅力向上 ア 日本民家園管理運営事業 イ 青少年科学館管理運営事業 	<p>【VI 令和5年度の主な事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）自ら学び、活動するための支援の充実 ア 社会教育振興事業 イ 図書館運営事業 （2）生涯学習環境の整備 ア 生涯学習施設の利用整備事業 イ 社会教育関係団体等への支援・連携事業 （1）家庭教育支援の充実 ア 家庭教育支援事業 （2）地域における教育活動の推進 ア 「地域の寺子屋」事業 イ 地域における教育活動の推進事業 （1）文化財の保護・活用の推進 ア 文化財保護・活用事業 イ 橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 （2）博物館の魅力向上 ア 日本民家園管理運営事業 イ 青少年科学館管理運営事業
		<p>【予算小事業】</p>	<p>【予算小事業】</p>	<p>【III 令和4年度の主な事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）自ら学び、活動するための支援の充実 ア 社会教育振興事業 イ 図書館運営事業 （2）生涯学習環境の整備 ア 生涯学習施設の利用整備事業 イ 社会教育関係団体等への支援・連携事業 （1）家庭教育支援の充実 ア 家庭教育支援事業 （2）地域における教育活動の推進 ア 「地域の寺子屋」事業 イ 地域における教育活動の推進事業 （1）文化財の保護・活用の推進 ア 文化財保護・活用事業 イ 橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 （2）博物館の魅力向上 ア 日本民家園管理運営事業 イ 青少年科学館管理運営事業

(参考) 生涯学習活動推進方針に対するこれまでの社会教育委員会議での意見

- ・ 次年度の方針についての協議は、社会教育委員の役割として大変重要であると考えている。次年度はもう少し早い時期に協議の時間を確保いただくようお願いしたい（令和2年度第8回定例会、議長発言）。
- ・ 川崎市生涯学習推進活動方針について、施策の方向性としてもう少し工夫した表現ができればと思っている。今後、これこそ生涯学習の柱だというものについて、教育プラントの兼ね合いがあると思うが、皆さんと一緒に基本計画をつくっていったらと思う（平成30年度第9回定例会、議長発言）。
- ・ このコンパクトな計画の中にいろいろな事業が入っているが、位置づけが読み取りづらいと以前から感じている。これをいかに構造化するかが、社会教育委員の大きな課題だと思っている。全般的なこと、家庭やこども関係のこと、文化財関係のことの3つの柱建てになっているが、組み立ての仕方に課題があるとも思っている（平成30年度第8回定例会、議長発言）。
- ・ 予算、活動方針についてももしっかり協議する時間を持ちたい、と思いながら議長を務めてきた。個人としては、次期の委員にもしっかりと検討してもらいたいと思う（平成29年度第9回定例会、議長発言）。
- ・ 今後は1年に1～3回だけ見るのではなくて、毎回方針が検討されることを期待したい（平成28年度第9回定例会、議長発言）
- ・ 毎年なかなかじっくり議論できずにいたが、できるだけ十分な時間をかけて議論をしたいと思っている（平成28年度第7回定例会、議長発言）。
- ・ 以前から、生涯学習活動方針について、全体的な見直しを行いたいと考えている。今年度についても、例年のように、短い時間の中での意見出しによって確定させることになってしまうかと思うが、今後、じっくり取り組む機会を作りたいと思う（平成28年度第7回定例会、議長発言）。
- ・ そもそも、この生涯学習推進活動方針は、教育プランを基とするなど、社会教育委員の活動とは別のところでつくられているのではないか（平成27年度第7回定例会、平川委員発言）
- ・ 来年度に向けてとのことだが、今の時点では予算も固まっており、意見が反映できる実感が持ちづらい。このような議論は社会教育委員として基本的役割だと認識するので、一年を通じた協議を行うなどもっと早い段階から議論ができた方が良いと感じている（平成25年度第6回定例会、宮越委員発言）。

令和5年度川崎市生涯学習推進活動方針（案）

I めざす社会像

民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自ら考え学びを創造するとともに、高め合いながらその成果を適切に活かすことのできる、豊かで活力のある社会の実現を目指します。

II 基本方針

超高齢社会の到来を見据え、市民の暮らしの向上と地域社会の持続的発展のための学びを推進するため、10年後の未来に向けて「人生100年時代の生涯学習社会の実現～生涯を通じた学びと成長～」という理念を掲げ、総合的に施策を展開し、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の推進を図りながら、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けるしくみづくりを進めます。

「人生100年時代の生涯学習社会の実現」
～生涯を通じた学びと成長～

III 基本政策

1 家庭・地域の教育力を高める

家族形態や地域における人と人とのつながりが変化中、子育て家庭を含めたあらゆる世代の生活環境が大きく変化しており、子どもを取り巻くさまざまな社会的な問題が生じています。学校・家庭・地域がともに連携することで、地域が家庭に寄り添いながら、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、主体的にいきいきと活動する力を培うための環境づくりを進めていきます。

2 いきいきと学び、活動するための環境をつくる

活力ある豊かな地域をつくるためには、多様な学びの機会を提供して学びによる地域のつながりを創出するとともに、地域の生涯学習の担い手を育てるしくみづくりや、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組む必要があります。また、地域のさまざまな人が集い、いきいきと学び、つながり、学んだ成果を主体的に地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などを進めていきます。

3 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、地域と連携しながら、国史跡橋樹官衛遺跡群をはじめ、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発信について取組を進めます。

IV 施策

【基本政策1】

施策1 家庭教育支援の充実

近年の社会状況の変化に伴って家庭環境の多様化が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。

- 教育文化会館・市民館・分館において、家庭・地域教育学級を開催し、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供するなど、家庭教育の充実を図ります。
- 子どもの理解や保護者の役割、子育てに関する諸課題等について、PTAが実施する家庭教育学級を支援することにより、学校・家庭・地域の連携による学習活動を促進します。
- 「家庭教育推進連絡会」を開催するなど、子育てに関する関係機関や関係団体が相互に連携・協力しながら、家庭教育を支援するためのネットワークづくりを進めます。
- 家庭教育の推進に向けて企業や地域団体等と連携した取組を進めるなど、さまざまな場において、子育て家庭が学べる機会を増やしていきます。

施策2 地域における教育活動の推進

地域教育会議のさらなる活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図るしくみづくりを進めます。

また、多世代がつながり、学び合い、子どもたちの学ぶ意欲の向上と豊かな人間性の育成を図るとともに、連携・協働に基づく持続可能なネットワークづくりを進めます。

- 多様な団体により構成される「川崎市地域教育ネットワーク推進会議」を開催するなど、学校・家庭・地域のネットワークづくりを進めます。
- 中学校区地域教育会議における活動を推進するとともに、行政区地域教育会議による中学校区地域教育会議への支援・補完機能の強化に取り組みます。
- 中学校区地域教育会議を、国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけながら、地域教育子コーディネーターの設置を進め、学校と地域の連携を進めます。
- 子ども会議や地域教育会議の活動を通して、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加を促進し、地域社会の一員としての自覚を育みます。
- 「子どもの泳力向上プロジェクト」として、地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しむことに加え、泳ぎが苦手な子どもの泳力を向上することを目的に水泳教室を開催し、地域資源を活かした子どもたちの支援を行います。
- 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」を全小・中学校へ拡充するとともに、継続した運営に向け、寺子屋コーディネーター・寺子屋先生養成講座などを通じて担い手づくりを進めます。

【基本政策 2】

施策 1 自ら学び、活動するための支援の充実

“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、さらなる学びにつなげる”という、学びと活動の循環を促進していくため、市民館・図書館において、学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点をめざした取組や、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点をめざした取組を進めていきます。

- 社会参加の促進や市民意識の啓発、地域課題や生活課題の解決に向けた学習機会を提供するとともに、地域団体の育成や交流に向けた取組や多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進し、社会教育の振興を図ります。
- 市民同士の学び合いの場を市民自らが企画・運営することを通して、市民が学んだ知識や経験等を身近な地域で活かしながら、主体的に活動する担い手の育成を図ります。
- ICTを活用したオンライン講座等の実施をはじめ、身近な地域の施設で出張講座を開催するなど、さまざまな学びの機会を提供していきます。
- 市民の多様な読書ニーズに適切に対応するため、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集・提供するとともに、図書館の利用促進に向けた取組や多様な主体との連携による読書普及活動、他施設等との相互連携による図書館機能の向上のための取組など、効率的・効果的な図書館サービスの取組を推進します。
- ICTの活用によるサービス、自動車文庫や返却ボックスなど図書館外でのサービス、他施設との連携によるサービスの提供とともに蔵書構築に関する考え方を整理し、市立図書館全体で図書・資料を収集・保存・有効活用するための図書館ネットワーク機能の強化に向けた取組を進めます。

施策 2 生涯学習環境の整備

市民の生涯学習や地域活動の場としての学校施設の有効活用の促進や、身近な社会教育施設等の利用環境の向上を図るとともに、今後の市民館・図書館が、求められる多様なニーズへ柔軟に対応していける体制づくりを進めます。

- 市立学校の校庭や体育館、特別教室等を開放するとともに、多様な主体と連携・協働しながら、より一層の学校施設活用を検討するなど、市民の主体的な学びや活動を支援します。
- 子どもが安全に遊ぶことができる場所や、地域が気軽に利用できる身近な場所として、学校の校庭を利用しやすくするしくみづくりを関係局と連携しながら、取組を進めていきます。
- 関係局と連携しながら施設の長寿命化に向けて計画的な取組の推進を図るとともに、効率的・効果的な施設整備に取り組むなど、社会教育施設の老朽化等に適切に対応します。
- 労働会館・教育文化会館の再編整備に向けた取組を進め、川崎区における生涯学習の拠点として、みんなが気軽に利用しやすい活動や交流の拠点づくりを進めていきます。
- 宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組を進め、市民の力で成長し続ける、宮前区らしいスタイルの市民館・図書館として、多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ・生活・教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりを進めていきます。
- 「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たし、多様なニーズへ柔軟に対応した事業・サービスを展開していくため、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。
- 公益財団法人生涯学習財団への支援や、市と連携した取組により、市民の誰もが、いつでもどこでも自主的に生涯学習に取り組める環境づくりを、多様な主体と連携して進めます。また、主体的に活動する社会教育関係団体を支援することにより、地域活動の充実や地域の教育力の向上を図ります。

【基本政策3】

施策1 文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実に図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、国史跡橋樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。

○「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用を推進し、指定文化財の保存整理等を行うとともに、「川崎市地域文化財顕彰制度」を活かして、未指定・未登録の文化財の保存・活用を図ります。

○現在の「川崎市文化財保護活用計画」は、平成26（2014）年度から令和5（2023）年度までを計画期間としていることから、今後、文化財保護法に基づく新たな計画である「（仮称）川崎市文化財保存活用地域計画」を策定します。

○文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を進めるとともに、多くの地域人材と協働した文化財の保護・活用により、市民が文化財に親しむ機会の充実に図ります。また、ウィズコロナにおいて文化財ボランティアや無形民俗文化財の保持団体等が安全に活動できるよう、情報提供や活動の支援を行います。さらに、文化財について、多くの市民に知っていただけるよう、SNSなどを活用し、効果的な広報を行っていきます。

○市内の学校に対して、出土品を活用した出前授業などを行い、文化財を見たり触れたりする機会を子どもたちに提供し、文化財に対する興味・関心を育みます。

○「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」及び「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていきます。